

令和 7 年 2 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
<p>育児休業中の学童及び保育園の利用について</p>	<p>育児休業期間中も①学童の利用および②保育園の利用時間5時半までしていただくことできませんでしょうか 理由は以下です 今年夏に3人目が生まれる予定で、小1、保育園4歳です 妻は出産後育休、私は2ヶ月育休後数ヶ月時短勤務を考えています。また時短勤務中は私が上の子2人の送迎予定です。 ですが、現在島本町では、育休中は学童利用できない、また、保育園は4時半までのため、私が時短勤務をしても子供たちをお迎えに行くことができず、乳児を観ながらの妻がお迎えすることになってしまいます。 共働きしながら3人以上子育てする世帯を応援していただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただきました育児休業期間中の学童保育の入室につきましては、常態的に保護者が子の監護に欠ける状態として認めていないため、学童保育室における入室要件といたしておりません。 また、現在の入室要件である、就労や疾病など、日中に保護者がご家庭で不在などにより、保育困難な世帯を対象としている中でも、既に学童保育室の利用状況が逼迫している状況も踏まえて、育児休業を入室要件とすることは、現時点において、非常に困難であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 なお、本町においては、放課後の児童の居場所づくりとして、見守り員がいる中で在籍学校の校庭において遊び等の場を提供する、放課後子ども教室も実施しております。当該事業は、4月から11月は17時まで、12月から3月は16時半までの実施となり、ご希望の時間帯までの見守りは難しいところですが、特段の要件は無く、随時登録が可能です。併せてご検討いただければと存じます。 次に、保育所に関しましては、育児休業中とのお申し出から、保育要件が育児休業でのご利用とお見受けいたします。その場合、保育必要量が短時間認定となり、基本的な利用時間帯は8時間となりますが、その利用可能な時間帯は各施設において定められております。 利用希望の時間帯が、各施設が設定する利用時間帯に収まらないこともあると考えられますが、そのような場合に利用できる制度として、各施設において延長保育事業が実施されております。 延長保育事業は原則有料となり、利用者の皆様のご負担が増加することになると思いますが、何卒ご理解をいただき、当該事業のご利用についてご検討いただければと存じます。</p>	<p>教育総務課、保育幼稚園課</p>

令和 7 年 2 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
PTA活動について	<p>前任教育長が町長を相手に裁判をされている様です。何故かは分かりません。その支援者が12月にチラシを全戸配布をされました。その行為には何も問題は無いとおもいます。しかし、その支持者の経歴が記載されていました。その内容は第二小学校PTA会長（3名共）や島本町PTA連合会会長とPTAでの経歴ばかりでした。</p> <p>そこに連絡先アドレスが有りましたので「私見」としてこの様な裁判に関する場合PTA関連の記載は避けるべきではないかと投稿しました。</p> <p>また、この支持者達はこの何らかのトラブルに対して署名を集めたと記載も有りました。</p> <p>そこで現第二小学校PTA会長に会員（保護者）に署名の依頼はされましたでしょうかと第二小学校卒業生の保護者として質問をしています。もし署名を依頼をされたならばPTAの趣旨を逸脱しているとも思いますのですが未だ返信を頂けません。</p> <p>教育委員会としては難しい立場（PTAは任意団体です）とは認識していますが確認をお願い出来ませんか。</p> <p>校長にもお願いいたします。</p> <p>日本PTA全国協議会にお願いすべきでしょうか。</p>	<p>申出人様が第二小学校のPTA会長に対してご質問された件につきまして、第二小学校長に確認したところ、第二小学校長から申出人様に対して回答済みであるとの報告を得ております。</p> <p>申出人様のご認識の通り、各校のPTAは任意団体でありますため、PTAに対して教育委員会事務局が指導及び活動内容の確認をすることは出来かねます。また、日本PTA全国協議会にお願いすべきかにつきましては、申出人様のご意思にもとづいてご判断いただくものと認識しております。</p>	教育推進課

令和 7 年 2 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
後期高齢者医療保険料について	<p>現在、国民健康保険（3人分）34,800円を支払っているが、75才になり、更に1ヶ月30,259円の支払請求があった。</p> <p>75才になって医療費が1割負担となっていて助かっていますが、これに対し1ヶ月の請求額が余りにも家計負担額が大きすぎる事に対して何の意味もないと思う。</p> <p>この額を支払わないとどのような事が想定されるのか文書で回答願いたい。</p> <p>窓口では、日本を出ていくか、生活保護受給者になるしかないと聞いている。又、30,259円を支払わない場合は、差押えがある。</p>	<p>後期高齢者医療保険料を滞納されると、高齢者の医療の確保に関する法律により、市町村は、地方税の滞納処分の例により処分することになります。</p> <p>地方税法第331条では、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、「市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。」と規定されております。</p> <p>したがって、2月分保険料30,259円が納期の令和7年2月28日までに納付がされない場合は、島本町から督促状が送付され、督促状の送付日から10日を経過するまでに納付されない場合は、島本町が滞納者の財産を差押することになります。</p> <p>また、高齢者の医療の確保に関する法律第108条の規定により、世帯主と配偶者の一方も連帯して保険料の納付義務を負いますので、滞納者の財産が確認できない場合は、配偶者の財産が差押される可能性もあります。</p> <p>後期高齢者医療保険制度については、75歳以上の方及び65歳以上の方で一定の障害があると認定を受けた方を対象とした医療制度であり、財源については、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）のほか、高齢者からの保険料（約1割）によって賄っております。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は、今後更に増えていくと見込まれており、被保険者の負担能力に応じて保険料をご負担いただくこととなる本制度につきまして、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	保険年金課

令和 7 年 2 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
島本町道「4008」について	<p>水無瀬川の川沿いを歩いていると島本町立人権文化センターの川側に淀川方面へ通じる歩行者用のアンダーパスが見受けられました。島本町ホームページに掲載されている「町道路線網図」を確認し該当のアンダーパスは「4008」という番号が付与されている事を確認しました。 https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/14/2658.html 参照 アンダーパスの出入口付近には工事用のゲートが設置されており、長らく使用していない様子でしたが、もし使用出来る様になれば淀川河川公園島本地区へのアクセスが容易になり便利になると思い、以下事項について確認したく投稿させて頂きました。 【質問事項】 1) 該当のアンダーパスを開通させる予定はあるか。なければ理由も併せて確認したく。 2) 外から見る限り草も生い茂っており長らく使用している様には見受けられないが、該当の道の元々の用途は何か。 お忙しいところ恐縮ですがご確認いただけますと幸いです。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、過去には共用しており、地域のみなさまにご通行いただいておりますが、通行量が少なく、また犯罪行為等の事案が散見されたことなどから、近隣にお住まいの方からのご心配のご意見や、防犯上の観点から通行止めの措置をさせていただいております。 現時点においては、開通させる予定はございませんが、当該箇所の取り扱いにつきましては、地域の自治会などを通じて意見等を聞きながら、慎重に判断する必要があるものと認識いたしております。</p>	都市整備課
0～2歳の保育料について	<p>0～2歳の保育料を世帯収入に関わらず第一子から無料にして欲しいです。 大阪市は2026年度中の無償化に向けて動いていますが、島本町はどのように考えられているのでしょうか？ 今後どこに居住しようかの判断材料になる為、現時点での保育料に対する考え方をご教示いただきたいです。 よろしくお願い致します。</p>	<p>保育所保育料につきましては、保育施設において児童をお預かりするに当たり必要な経費の一部を利用者負担額として保護者の皆様にご負担いただいております。 その保育料を公費により負担する場合、多額の費用が必要となりますことから、実施に当たっては町全体の財政負担も考慮しつつ、今後、国やお申し出にあるような他自治体の動向を注視しながら必要に応じ検討してまいりたいと考えておりますが、現時点においては、本町では独自の負担軽減は予定しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園課

令和 7 年 2 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
<p>コミセンの運用案について</p>	<p>私の友人が公設公民館の館長をしています。 子供達や高齢者の面倒を見ています。 文化祭や夏休みなどに子供の合宿、ものづくり教室（苔玉、しめ縄、竹細工等）をやっています。 市で町の小さな集落の公民館ですが3名で運営しています。 忙しくて辞めたいと言ってます。 使用料の請求も無く、給料も出ています。 島本町のコミセンや町営住宅集会所は殆ど日中は閉まったままではないでしょうか。 コミセンの二階は殆ど使用されて無いはずですが。 この公民館の様な使い方は出来ないかもしれませんがふれあいセンター、人権センター、教育センターの行事の二次開催等で利用率を高める運用は難しいでしょうか。行政運用です。 運営費は掛かりますが住人サービスにはなるのでは無いかと思います。 子供食堂や高齢者給食の提案をしましたが、調理場が小さくと実現しませんでした。</p>	<p>町営緑地公園住宅集会所につきましては、多くの団体にご使用いただいております令和6年度の使用日数は年間約75%の見込みとなっております。また、行事の二次開催等に使用することも可能であり、使用申請を随時受け付けております。 加えて、子ども食堂につきましては、緑地公園住宅集会所には厨房があり、既に団体が子ども食堂を開設し継続的に使用されております。第二コミュニティセンターへの要望につきましては、第二コミュニティセンター管理運営委員会にお伝えいたします。</p>	<p>政策企画課、都市計画課</p>